

選定要件 食道がん

項目	改訂選定要件(第3版)	現行要件
学会の認定	同右	(一財)日本消化器病学会認定施設
	同右	(一社)日本消化器外科学会認定施設
	(一社)日本消化器内視鏡学会指導施設または指導連携施設	規定なし
	(一社)日本内視鏡外科学会技術認定(消化器・一般外科)取得者が常勤で1名以上いること	規定なし
	規定なし *次回改定時には、NPO法人日本食道学会学会食道科認定医または食道外科専門医1名以上、または食道外科専門医認定施設を追加することを検討する	規定なし
	(公社)日本放射線腫瘍学会認定施設C *次回改定時には、認定施設AまたはBにするかを検討する。また、常勤の放射線治療専門放射線技師1名以上、常勤のがん放射線療法看護認定看護師またはがん看護専門看護師1名以上の条件を検討する。	規定なし
	規定なし *次回改定時には、(公社)日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医1名以上、または基幹ないし関連施設を追加することを検討する	規定なし
外科的治療	手術または鏡視下治療が年8例以上	手術および内視鏡的粘膜下層剥離術の合計が年6例以上
内視鏡治療	削除	手術および内視鏡的粘膜下層剥離術の合計が年6例以上
放射線療法	年6例以上	化学放射線治療または放射線治療の合計が年6例以上ある施設 または適切に連携を取ることににより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して化学放射線治療または放射線治療を実施していて、その化学放射線治療または放射線治療の合計が年6例以上ある施設(自施設で治療を行わず、他医療機関への紹介のみの症例数も含む)
薬物療法	①年3例以上 ②がん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師、外来がん治療認定薬剤師のいずれかが常勤で1名以上 ③がん看護専門看護師またはがん薬物療法認定看護師のいずれかが常勤で1名以上 ④薬物療法の副作用に迅速かつ適切に対応する体制が整っていること。特に、組織上明確に位置付けられた、各臓器の専門医に加えて多職種で構成された免疫チェックポイント阻害薬対策チームが組織されていること。前述の専門医がいない場合は、他の医療機関と連携して、対応が迅速に行われることが組織上明確に規定されていること。	年3例以上
特記事項	①同右	①症例数は直近3年間の平均値
	②削除	②放射線治療の症例数には緩和的放射線治療を含む
	③削除	③放射線治療は自施設での治療と他施設での治療の合計が年6例以上の施設も可とする